

陸前高田市子ども・子育て会議運営要綱

平成26年2月6日

陸前高田市子ども・子育て会議決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、陸前高田市子ども・子育て会議条例施行規則（平成25年陸前高田市規則第30号）第5条の規定に基づき、陸前高田市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は、公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

(会議の傍聴)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、会議当日所定の時間及び場所で、陸前高田市子ども・子育て会議傍聴人受付簿（別記様式）に氏名及び住所を記入しなければならない。

(傍聴できない者)

第4条 次に該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他人に危害を加えるおそれがある物を携帯している者。
- (2) 酒気を帯びていると認められる者。
- (3) 異様な服装をしている者。
- (4) その他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者。

(傍聴人数の制限)

第5条 会長は、傍聴席の都合その他必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、係員の指示に従い、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。

(3) 会長の許可を得ることなく、会議を撮影し、録画し、又は録音をしないこと。

(4) その他会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人が、前条の規定に違反するときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、退場を命ずることができる。

第8条 傍聴人は、会議を非公開とする決定があったとき又は前項の規定により退場を命じられたときは、速やかに退場しなければならない。

(会議録)

第9条 会議録における議事は、次の事項を含め、会議録に記載するものとする。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 出席した委員の氏名

(3) 議事となった事項

2 会議録及び配付資料は、公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議録及び配付資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 前項の規定により会議録の全部又は一部を非公開とする場合には、会長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

(雑則)

第10条 第2条から前条までの規定は、部会の運営について準用する。この場合において、「会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年2月6日から施行する。

(別記様式)

陸前高田市子ども・子育て会議傍聴人受付簿

年 月 日

	氏 名	住 所	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			